

公安および国家安全保証を維持する責任があることを確認しました。特に、ガイドラインでは暗号化キーへの法執行に関するバランスと説明できる方法の必要性に注目しています。暗号化に関しては、市民、企業および政府の必要性を考慮した上でバランスの取れた政策開発というチャレンジが必要です。政府の提案はこのバランスを達成できるものと考えています。

「国家的な暗号化政策は暗号化データのプレーンテキストまたは暗号化キーへの合法的アクセスを認めます。」

「合法的プロセスにおいて暗号化データのプレーンテキストまたは暗号化キーへのアクセスが要求される場合、アクセスを要求する個人または企業はプレーンテキストの所有に対して法的権限が必要で、取得したデータは合法的な目的のみに使用する必要があります。」

暗号化に対する OECD ガイドライン

14. OECD は 1998 年 10 月オタワで、電子商取引に関する重要な閣僚会議を開催しました。ユーザーの信頼および信任を提供する際の認証と暗号化の役割は、幅広い包括的な討議事項の重要な部分でした。29 ヶ国を代表する OECD 閣僚によってオタワで署名された宣言の一つは、電子署名サービスを認めグローバル・ベースで繁栄させるため立法化を採択するために政府がしなければならないことに関連するものでした。別の宣言は、データ保護およびプライバシーに関するもので、オンライン環境でのユーザー・データの保護の必要性を強調したものでした。英国はこれらの宣言をフルにサポートしており（事実、英国はこの宣言作成にあたって主導権を持った国の一つでした）、我々の立法提案は精神面と内容面のどちらも反映していることを確信することになります。

脚注⁸： 欧州委員会 文書番号 8856/98 (PRESSE 170/G)

脚注⁹： 暗号化政策：ガイドラインおよび問題点(1997年3月27日)は www.oecd.org にて入手できます。

(ページ 10)

UNCITRAL 電子署名に関する統一ルール

15. UNCITRAL¹⁰、電子商取引に最も関心のある国連機関は、電子商取引の発展の法的な因果関係について調査しています。1996年、電子商取引¹¹に関するモデル法が完成しました。立法者が電子商取引を合法的に認識する方法を考える際のモデル規定で構成されています。モデル法は、例えば電子文書や電子署名の法的認識をカバーしています。最近では、ワーキング・グループは電子商取引や認定機関に関する統一ルールのより専門的な作業をしています。他にもさまざまな作業がある中で、ルールは法的認識に使用する認定

書を発行する認定機関が遵守すべき基準およびグローバル・ベースでの「信頼」認定書の相互認識に必要なニーズに注目しています。

電子法律文書の法的認識 電子署名および電子文書

16. これらの提案は電子商取引の発展促進を目標にしています。ここで最も重要な方法は、従来のビジネス法と電子ビジネスを差別化しない、つまり法律はその適用において「技術的に中立」であるべきであることを出来る限り確認することです。現在、電子署名を使用することが署名に対する法的要求に準拠できるかを疑うような環境があります。情報が「書かれたもの」であるとか、「書面である」という要求は明確ですが、現時点ではそのような要求は電子手段を使用する場合には遵守できません。デジタル情報に「書面」という定義を持ち込むことは、法律制定においてはあまりありません。さらに、解釈法による「書面」という言葉の定義では、可視性という点を強調して本質的には一連の電子インパルスである電子「文書」を除外しています。

17. このような電子署名や電子文書の不確実性や制限は電子商取引や電子政府の発展にとっての大きな障害になるため、政府もこの障害を減らしたいと考えています。しかし、政府は署名や文書に対する要求が過去数百年間にわたる慣習や法律によって展開されてきたことも認識しています。伝統的な通信方法と電子媒体による通信方法の間に同等性を一気に強制するのは賢明な方法ではありません。そのようなことを実行すると予期せぬ結果が起こる可能性があります。同様に、現時点では出生、死亡、婚姻など従来法と同時に電子法を使用することが好ましくない場合や、さらなる調査や公聴会が必要なケースや、特定の条件または規制を設ける必要があるケースがあります。

18. 従って、政府は法改正に際しては二つの方法を考えています。

- ・ 一つは、署名および文書に関する法令要求を個別に1次立法において更新するという方法です。このオプションは、先に述べたような予期せぬ結果を招くということは避けられるという利点があります。

脚注¹⁰：国際貿易および法に関する国連委員会 (UNCITRAL)

脚注¹¹：電子商取引に関する UNCITRAL モデル法のテキストは、<http://www.un.or.at/unicitral/english/texts/electcom/ml-ec.htm>にてご覧いただけます。

(ページ 11)

しかし、個々の要求の賛成、反対評価に時間がかかり、決定が下されても1次立法の予

定の中に組み入れるのに時間を要します。

- ・ もう一つのオプションは、1次立法の権限を使用して政府が法令文書によって法制定を修正できるようにし、ケースバイケースで電子署名および電子文書の法的認知をすすめるという方法です。この方法の場合は、各ケースの結果をすべて考慮した上で、政府は徐々に電子取引の認知を導入することにより目的に合わせたアプローチを採用することが可能になりますが、法制定の予定に合わせて実行する必要があります。ただし、政府は2次立法によりそのような広範囲の変更をする権限に対して議会の承認が得られるのかという懸念があることも認識しています。そのような懸念を和らげるために、政府は電子媒体の法的認知という特定の目的に全ての権限を集中させ、適切な保護手段を備えるという条件を保証します。

政府は電子署名および電子文書の法的認知を確認する適切な方法に関するご意見をお待ちしております。

19. 政府はすでに、ライセンスに必要な手順や技術的基準に適合しているライセンスを供与された認可機関は手書きの署名¹²と同等と認識されるに十分な信頼がおける電子署名をサポートできる証明書を発行する用意があるとの意向を提示しました。特定の条件をクリアする電子署名はその署名者を正しく認識でき、添付データは署名がされてから変更がされていないことを保証されるという反駁できる仮定を法令内に作成することで実行できます。このような条件について詳細な詰めは終わっていませんが、EU レベルで最終的に合意されるものと一貫性がある必要がありますが、現在のところ「高度電子署名」（手書き署名と同等の）に対するドラフト要求は次の通りです。

- a) 一意に署名者とリンクしていること。
- b) 署名者の識別が可能であること。
- c) 署名者のみがコントロールできる手段で作成されていること。
- d) いかなるデータの変更も明らかになるように関連するデータにリンクされていること。

20. ライセンス供与の体制は、認定機関の証明書によって裏付けされた電子署名は、手書きの署名と法的に同等と見なされるに必要な条件を自動的にクリアできるような方法で準備されます。言い換えると、ライセンス供与された認定機関が発行した電子署名が絡んだ論争が起こった場合は、

脚注¹²: 事実、電子署名は手書きの署名よりはるかに高レベルの保証を提供できるため、署名者の特定（正しく実行された場合には、電子署名は不可能ではないにしても非常に偽造が難しいからです）および保全の両面において、電子署名は署名捺印がされてからドキュメントの変更はされていないことを示すために使用できます。

(ページ 12)

システムの欠陥というような場合を除いて、技術面での調査はライセンス供与時に済んでいるため、技術的要件の一致を証明する必要はありません。このことの趣旨は、ライセンスのある認定機関の証明書があり「認可済」の署名作成デバイス¹³を使用している場合は、電子署名に依存している関係者にその署名は求めているものであるという高度な信頼を与えようとするものです。そのような法的認識は、「認定証明書」¹⁴が「認可済」の署名作成デバイスによって作成された電子署名をバックアップするために使用します。この方法は、最終的には英国またはその他の EU 加盟各国で採用されることになるでしょう。

21. 政府の意としているのは、ライセンスを持った認定機関の証明書のない電子署名の法的認識を否定するということではなく、そのような当局に依存している関係者が大きなリスクを負っているであろうということです。そのような署名も法令の規定に順じており法的認識から除外できないのです。さらに、法律は、いかなる電子署名（認定機関がどこであろうと、認定機関の証明書がない場合でも、さらにはどの種類の署名作成デバイスを使用していようと）でも法的効力が与えられ証拠として提出可能であることを特に保証しているのです。しかし、そのような署名を信頼するかどうか、および契約論争になった場合に発生するであろう追加のリスクを負うかどうかを判断するのは、企業または個人になるのです。論争に入った場合は、そのような署名を信頼した関係者は、法廷において採用した手順および基準が信頼できるものでライセンスのある認定機関から要求されるものと同等のものであることを立証する必要があります。

22. 政府には、ビジネス実行にあたり通常は閉ざされたユーザー・グループ内の関係者間での既存の電子メッセージ使用を妨害する意志もありません。EDI（電子データ交換）の使用を含めた同様なシステムは、産業界ではメッセージ伝達、請求関連、商品の発注関連に長年利用されてきています。

電子商取引促進のためのその他の法改正

23. 政府の意向は、オンラインでもオフラインでも同様な法的環境を提供して、出来る限り法律がその適用において技術的に中立を保たれることを保証するということです。上記で概要説明した電子署名および電子文書に関する提案は、この意向を達成する方法を目指しています。また、電子契約および契約が合意に達したときの規定を網羅している EU 電子商取引指令ドラフト（6 ページ参照）も関連書類としてあります。（DTI では既に本件および指令のその他の問題に関する数多くのご意見をいただいております。）政府は、本セクションに設定された制約を条件に、電子商取引の発展を促進するために英国の 1 次立法を通して行う必要がある重要な変革についてのご意見もお待ちしています。

脚注¹³：製品「認可」の方法は、現在 EU 電子署名指令に関する議論において取りまとめられています。

脚注¹⁴：「認定証明書」とは、EU 電子署名指令の付属書類 I の要件に準拠し、認定当局（ライセンスの有無を問わず）はその指令の付属書類 II の要件に準拠するものを指す。

(ページ 13、14)

24. さらに変更が必要な場合は、政府の意向である電子商取引において世界で最高の環境を目指すという目的を明らかにサポートする必要があります。政府は、今国会開催中に提出が予定されている法制定に次のようなものを追加する予定です。

- i) 純粋に英国の1次立法を必要とする提案（2次立法または EU 立法により達成可能なもの、または立法の必要性がないものは除く）
- ii) 国際的な合意が必要なものではなく、一方的に英国にとってはっきりとした恩恵が得られるようなもの。
- iii) 必要性に関して幅広い同意が得られ、国会の予定に間に合うように書類の準備ができる提案。

以上の条件にかかわらず、政府は長期に渡るアクションに関する提案もお待ちしております。首相は内閣の目標達成および新制度部門主催の電子商取引に関する部門を超えた勉強会を設けました。長期的アクションに関する意見が交換され、今年末に報告されます。

電子商取引に対するその他の障害例

25. 署名文書または書面による文書に対する法的要件は電子商取引にとって障害となり得ます。それは交信可能になる前に多くの立法のドラフトがペンや紙を使用しないで作成されているからです。電子商取引にとって「偶発的な」障害もあり、そのうちのいくつかは電子商取引に関する **UNCITRAL モデル法**¹⁵ のドラフト作成時に検討されました。書類および署名に対する要件はモデル法の第 6 項および 7 項で取り上げられていますが、受信者はモデル法の他の側面も英国立法に取り入れられるべきだと考えるでしょう（例：契約の作成および有効期限、受信の確認、データ・メッセージの発信および受信の時刻と場所、データ・メッセージの属性）。政府は電子商取引に関する **UNCITRAL モデル法の規定（電子署名および電子文書以外の規定）** が英国 1 次立法に施行されるべきかに関するご意見をお待ちしています。

26. 文書の物理的な伝送、送信、配布、または公開が必要になる要件があり、これらを実施するには適切な保護手段が取られた電子媒体による必要があることを関連事項として考慮する必要があります。例えば、DTI はこの種の規定を利用して会社法 1985 を修正し株

主に連絡事項を電子配信で可能にしたり、会社が決議し株主が合意した場合は委任状を提出することができないかを検討しています。（DTIはこの会社法に関する提案については、別途近々に助言を求めることにしています。）政府も同時に電子文書の法的同等性を拡大し、画像、オーディオ・ビジュアル、また将来開発が予想される同様なアプリケーションなどの他のデジタル・データも含められないかを検討しています。電子署名及び電子文書と同様、意図としては自由放任で、特定の技術を強制するのではなく情報時代がもたらす可能性を活用してもらおうというものです。そのような規定が導入されると、将来の技術面および商業面の発展に幅広く利用でき、電子文書および電子データの広範囲のファイルやアクセスに使用できます。

脚注¹⁵：脚注¹¹を参照。

（ページ 15）

立法上のその他の可能性

27. デジタル・データの大きなメリットの一つとして、コンテンツの処理と変更が容易であること、複製と配布にともなう限界原価を気にしなくて良い点が挙げられます。この手法では、新規業種が新たな市場へと参入するときコストが削減されるため、競争が加速され相場が下がるばかりではなく、グローバル規模での情報の公表と配信が容易になります。こうしたことから、デジタル・データはすでに経済・社会に大きな利点をもたらしています。本セクションでは、これらの変化からもたらされる二つの結果を政府がどう処理したら良いかについてさまざまな見方を探っていきます。

一方的に送られてくる勧誘用の電子メール (SPAM)

28. 「スパミング」とは、商業広告を目的としてニュース・グループまたは個人に対して送られてくる勧誘用の電子メールのことです。このメールには、電子的手法によらないダイレクト・メールの内容、つまり顧客への通知などが掲載されています。これらのメールは、接続業者のサービスを滞らせることにもなるため、エンド・ユーザーと接続業者の双方が費用を負担するようなことが起こり得ます。また、メール送信が簡単にでき、かつ低コストであることはとりもなおさず、実際のダイレクト・メールやファックスよりも「スパミング」の問題が増えることを示しています。

29. 電子商取引はグローバル規模で行われるものであります。こうした特質から、「スパミング」が国外から発信された場合、英国が「スパミング」に対処することは難しくなってきます。しかし、この招かれざる一方的電子メールに対処するために、英国のインターネット業界は、以下のようにさまざまな有効措置を取ってきました。

・ 大半のインターネット接続業者 (ISP) では、こうした不要な電子メール処理のため

のシステムを設置しています。ロンドン・インターネット接続業者は、スパミング処理に関する ISP ベスト・プラクティスの手引きを今年後半には完成させる計画であります。

- ・ダイレクト・マーケティング協会 (DMA) は目下、米国 DMA とともに、世界的な電子メール環境計画 (既存のメール、電話、ファックス環境計画に類似したもので、国際的レベルの計画) を策定中であります。同協会では、世界計画の英国支部として活動したいとの意向を示している。この計画は OPT-OUT 計画として機能することになります。
- ・商業上のメリットを獲得する OPT-IN 計画を各自提供する ISP も登場する可能性があります。

30. 英国の遠距離販売指令 (97/7/EC) に盛り込まれた規定によれば、遠距離販売を目的として一方的に送られてくる電子メールに対し、加盟各国では、消費者が受信の異議申立てを署名することができ、当該異議申立てが尊重されなければならないとしています。英国および加盟各国では、2000年6月4日までにこの指令を導入させなければならないが、目下、貿易産業省 (DTI) はその導入をめぐり諮問中¹⁶であります。しかしながら、同指令は、企業間取引には適用されず、この取引に関連する金融サービスなどの一定取引も除外されます。EC 通信データ保護指令 (97/66/EC) にも一方的に送られてくるダイレクト・マーケティングに関する規定が盛り込まれていますが、電子メール (スパミング) は適用外となっています。

31. 英国政府としては、国内法とともに、こうした業界の自主規制策が打ち出されれば、「スパミング」問題の対処が有効かつ効果的に進むと考えています。業界の自主規制策は、行政による二次規制が検討される前に、確実に有効になるような機会が設けられる必要があります。しかしながら、仮に業界の取組みが不調に終わった場合、追加立法が必要になると考えられます。英国政府としては、スパミング対抗手段として目下業界側から提示されている解決策について、その効果の有無をどのような視点から捉えることができるかご意見をお待ちします。

脚注¹⁶: DTI 公示番号 URN 98/771 は <http://www.dti.gov.uk/cacp/ca/distcon.htm> でご覧いただけます。

(ページ 16)

また、その一方で、政府はスパミング使用規制に向けて更なる段階に進んだほうがよいかどうか模索しています。以下のボックスは、考えられ得る規制策をいくつか示

したものです。

「スパミング」対策として考えられうる追加措置

- ・ EC 通信データ保護指令規定を電子メールの使用にまで拡大する。
- ・ 一方的に送られてくる大量の電子メール送信ができないよう接続業者の契約に盛り込む法律を別途策定する。これにより ISP は「スパミング実行者」に関して独自の方針を決めることができる。仮に契約違反が発生した場合には、訴訟を起こすのに役立つ。
- ・ 「スプーフィング」（電子メール送信元の不実表示）の禁止。「スパミング実行者」の追跡とフィルタリングに役立つ。
- ・ ラベル付けの確立。すべての商用電子メールに「広告」という文字を添付するなどして、「スプーフィング反対」対策、顧客の登録リストを支援するため。

電子商取引における仲介業者の役割

32. 次のセクションでは、ある種の仲介業者である委託サービス・プロバイダの任意認可に関する政府側提案を詳しく述べることにします。電子商取引の興味深い点の一つとして、一般的には仲介業者に及ぼす影響が挙げられます。小売アウトレットや旅行業者などのように、従来の仲介業者のなかには、ある製品やサービスをより簡単に安く直接購入できることを消費者が認識するにともない、一面で、事業を存続できなくなったり、利幅が圧縮されることを目の当たりにする業者も出てくる可能性があります。同時に、昨今の各種インターネット関連株の目覚ましい高騰で立証されたように、「インターネットに適した」仲介業者であれば、うまくその波に乗ることもできるというのが大方の見方であります。インターネットによって新規業種の参入コストを削減できるものと考えられていますが、オンライン市場でのブランド名は、より一層の価値を高めていくものと考えられます。オンライン市場では、その理由が再三課題として取り沙汰されています。つまり、オンラインによる信用を確立するという問題です。電子商取引発展の過程では、買い手と供給側の市場機能を円滑に進めるために、新たなタイプの仲介業者が登場するものと考えられます。政府としては、こうした仲介業者の事業を成功裡に導くために、既存の法律改定の是非をめぐる話し合いを始めるとともに、積極的に意見を聴取したいと考えています。以下のボックスは、前述の仲介業者が行うさまざまな機能をいくつか要約したものです。現在までのところ、法律面の課題が未解決のため、この領域における法律の早期導入の見込みは薄いものと思われれます。

(ページ 17 および 18)

電子市場における仲介業者の役割として考えられ得るもの

顧客側の利点

- ・ 発注の実現、目的に応じた適合性などの保証。
- ・ (顧客が努力することなく、仲介業者を経由した取引でデータ収集を行って) 購買